標準財政規模の格差分析

--2007 年度以降の市区町村を対象に--

A Study on the Differences of 'Standard Fiscal Scale' among Municipalities

星 野 菜穂子 Nahoko Hoshino

[Abstract]

The purpose of this study is to analyse the differences of standard fiscal scale among municipalities. By using the standard fiscal scale, it can be analysed how fiscal surplus, calculated as fiscal standard revenue exceeding fiscal standard demand, has affected the differences, which is considered as a basis for the need for redistribution of local taxes. This study shows that fiscal surplus has been increasing since 2014, when the consumption tax rate rose, and there have been attempts to reduce the differences in several ways that were never used before.

【キーワード】

標準財政規模, 格差是正, 財源超過額, 留保財源, 普通交付税

はじめに

近年、地域間財政力格差への関心が高まり地方税の偏在是正措置が検討課題であった。総務省資料によれば¹⁾、なかでも地方消費税増税の下での財源超過額拡大が問題視されていた。このような状況下、偏在是正措置の前提となる格差の実態をその中身とともに定量的に明らかすることは重要と思われる。すでにいくつかの偏在是正措置が実施されているものの、それにともなう格差の動向について十分検証が行われているわけではない。

本稿では2007年度以降の市区町村を対象とした標準財政規模の格差分析を行う。標準財政規模とは「地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額」であ

り「地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる」²⁾。つまり、標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額であらわされる³⁾。実態としての一般財源等ではなく標準財政規模で格差分析を行う意義は、一つには実態ではないことで逆に国の意図の反映と捉えられること、二つには財源超過額や留保財源等、近年問題視されているこれらの格差の定量化が可能となることがある。本稿では、近年の偏在是正措置等にともなう格差動向、ならびに財源超過額や留保財源の格差への影響に着目しながら、標準財政規模の格差動向を検証する。

構成は、1節でまず、市町村を対象に一般財源の格差分析を行った先行研究を整理し、2節で分析対象期間となる2007年度以降の地方財政の全体動向を一般財源を中心に概観する。その上で、

3節において標準財政規模の格差をタイル尺度を 用いて分析する。とくに構成要素別要因分解を行 うことで、上述の格差への影響を明らかにする。

1. 先行研究の整理

これまで市町村を対象に一般財源の格差分析を 行った研究 4 には貝塚ほか (1987), 高林 (2005) などがあり、齋藤 (2010) でも 2005 年度 の一人当たり地方税と地方交付税で格差分析が行 われている。

近年の分析には宮崎(2017)。宮崎(2016)な どがある。宮崎(2017)は2000~2014年度の全 国市町村ならびに4府県内市町村を対象に、普通 交付税の財政調整機能を明らかにすることを目的 に一般財源の総額タイル尺度による格差分析, そ の構成要素の要因分解を行っている。2006~08 年度は総額格差拡大効果が低下したが、基準財政 需要額の臨時財政対策債(以下. 臨財債)の振替 と市町村民税所得割の基準財政収入額差引によっ て支えられており、2000年代以前の調整のあり 方と異なることを指摘している⁵⁾。他方、宮崎 (2016) は 2013, 2015, 2017 年度の全国都道府県 と市区町村を対象に、一人当たり地方税(各項 目). 地方交付税を都道府県別に集計しグラフと ジニ係数で格差分析したもので、地方消費税や法 人二税の地方税制変更のシナリオ分析も行ってい る。分析結果から交付税等により一人当たり一般 財源格差は拡大している。また交付税等を一律減 少させることで格差が是正される一方、地方法人 税の拡充や地方消費税改革は一般財源格差を縮小 させないことから、地域間財政力格差是正には地 方交付税改革が必要との指摘がなされている。

両者は格差を「総額」あるいは「一人当たり額」でみるかに違いがある。一人当たり額は規模の経済を反映し人口の少ない地域で必然的に大きくなる。他方、総額は人口規模や団体数の変化を反映することになるが、近年の格差論議に注目する上では総額格差がより実態と近いことから、本稿でも「総額」格差を中心に扱うこととする。また分析期間を2014年度以降の対象年次に広げ格

差の要因分析を行うことで、宮崎(2016)とは異なる手法で地方税制変更にともなう格差の変容をみることも可能となる。さらに、近年の格差論議で重要な位置を占める特別区も含めた格差の検証を行うことにする⁶⁾。

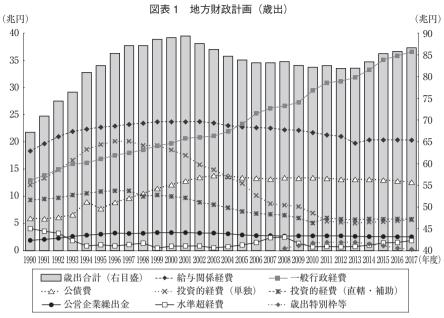
2. 2007 年度以降の全体動向: 一般財源中心に

次に、格差分析の前提として本稿の分析対象期間である 2007 年度から 2016 年度までの地方財政の全体動向について、一般財源を中心に確認しておく

まず第1に、地方財政計画(以下、地財計画)は2000年代以降、小泉政権下では三位一体改革と同時に歳出規模縮減傾向にあったが、その後2008年度からは反転、下げ止まりの状況にある(図表1)。近年2014年度以降は社会保障・税一体改革を受けての増加がみられている。また歳出の中身は投資的経費縮減の一方で一般行政経費は拡大傾向にある。2008年度以降は歳出特別枠も計上され、近年は平時モードへ縮減している(2018年度廃止)。ただし、90年代との比較では地財計画規模は増えない状況にある。

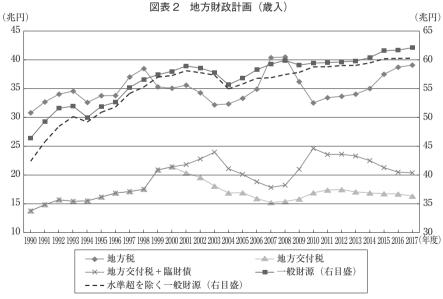
第2に、一般財源総額も90年代に比べ増えていない(図表2)。ここ10年ほどは一般財源総額が「実質的に」水準維持確保されている姿であり、基準年を下回らない水準での維持確保が続いている。水準超経費を除く一般財源(=交付団体の一般財源)も維持・微増である。一般財源の中身は臨財債によっても賄われており、一般財源の質が問われる状況にある⁷⁾。また近年は2014年の消費税率引き上げにともなう地方消費税増収から地方税収のシェアも増加している⁸⁾。

第3に、地方交付税の原資にも変化がみられた。 2009~2015年度までは別枠加算がなされたほか、 2012年度以降、地方公共団体金融機構の公庫債 権利子変動準備金が活用されるなど法定税率分が 原資に満たないなかで、それを補う方策がさまざ まにとられている。また2014年度には地方法人 税が創設され交付税原資化されている。これは法



(注)歳出特別枠等は2008年度「地方再生対策費」(4,000億円、以下単位同じ),2009年度「地方再生対策費」(4,000)「地域雇用創出推進費」(5,000)、2010年度「地方再生対策費」(4,000)「地域活性化・雇用等対策費」(9,850)、2011年度「地方再生対策費」(3,000)「地域活性化・雇用等対策費」(12,000)、2012年度「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(14,950)、2013年度「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(14,950)、2014年度「同」(11,950)、2015年度「同」(8,450)、2016年度「同」(4,450)、2017年度「同」(1,950)の合計額。

(出所)総務省「地方団体の歳入歳出総額の見込額」各年度より作成。



(出所) 図表1に同じ。

人住民税(法人税割)の税率を引き下げ、当該の税収全額を交付税等特別会計に直接繰入、地方交付税原資化するというものである。さらに 2015年度は地方交付税の法定率見直しも行われている 9)。ただし法定分の充足は十分でなく依然財源不足の状態にある。

第4に,従来とは異なる手法での偏在是正措置が講じられてきた。一つは,地方法人課税の偏在是正措置であり,2008年度に地方法人特別税および地方法人特別譲与税を創設,2014年度には先述のとおり,地方法人税を創設している。二つは普通交付税の算定方法の変化であり,先にみた地財計画の歳出特別枠に対応した普通交付税の特定費目が設置され,臨時財政対策債にも財源不足方式が取り入れられるなど算定方法の変化がみられた。

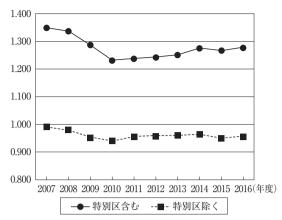
以上のことから、本研究の対象とする 2007 年 度以降はそれ以前の構造改革期とは異なり、一般 財源総額の水準維持の下、格差是正への関心が払 われ、消費税率引き上げにともなう地方消費税増 収もあるなか、従来とは異なる手法での格差是正 措置がとられた約 10 年であったと総括されよう。

3. 標準財政規模の格差分析

上述の全体動向を踏まえ、ここでは標準財政規模の格差分析を行う。標準財政規模とは冒頭述べたとおり、標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額で表される。ただしここで扱う標準財政規模は公表値とは異なる計算値である(参考資料①参照)。また市区町村団体数の変化についてはとくに調整は施していない(参考資料②参照)¹⁰⁾。

標準財政規模全体の2007年度以降2016年度までの格差動向を示すと図表3のとおりである。総額の格差(特別区を含む)は,2007年度から2010年度までは縮小していたが,2010年度を底に2014年度まで拡大傾向にある。その後2015年度に格差は一旦縮小をみせ格差拡大鈍化がみられている。ただし総額格差の水準自体は2016年度の時点で2007,08年度時を下回っている¹¹。な

図表3 標準財政規模の総額タイル尺度



(注) 団体数変化は考慮していない。以下,すべて同じ。(出所) 総務省「地方財政状況調査」「市町村別(費目別)基準財政需要額|東京都財務局提供データより作成。

お特別区を含むと除くベースでは格差の水準には 差があり、その差は 2011 年度までは縮小してい たがその後拡大に転じ、2014 年度以降、2007 ~ 09 年度時は下回るもののその差は広がってい る 12 。

次にこのような格差動向の中身をみていくこと にする。

3.1. 構成要素別要因分解

3.1.1 基準財政収入額+留保財源+普通交付 税+臨財債発行可能額

まず, 定義から, 標準財政規模は以下のような 分解が可能である。

標準財政規模=標準税収入等+普通交付税+臨 時財政対策債発行可能額(以下. 臨財債)

- =基準財政収入額+留保財源+普通交付税+ 臨財債·····①
- = (市町村民税(均等割)+同(所得割)+ 同(法人税割)+固定資産税+地方消費税 交付金+その他)+留保財源+普通交付税 +臨財債……②

以上の構成要素の総額格差への寄与は図表4のとおりである。

格差寄与率をみると、基準財政収入額が約7割、 留保財源が2割を超えている。準タイル尺度は留 保財源が基準財政収入額を上回っているがウェイ

図表 4 総額(収入)タイル尺度(特別区含む)

							基準財政収入額の内訳							
		標財	基準財政	留保	普通	臨時財政	市町村	市町村	市町村	ノて仮マノドリ	地方			
		合計	収入額	財源	交付税	対策債発	民税	民税	民税	固定	消費税	その他		
		ПП	1XXXIBR	X1 IVI	~13·1/L	行可能額	(均等割)	(所得割)	(法人税割)	資産税	交付金			
2007 (平 19)	準タイル尺度	1 2/19	1.664	1747	-0.031	1.329		1.593		1.560	1.446	1.490		
2007 (平19)	準タイル尺度	1.348 1.336	1.658	1.747 1.749	-0.031	1.329	1.616 1.612	1.595	2.570 2.570	1.555	1.446	1.480 1.479		
2008 (平 20)	準タイル尺度	1.287	1.617	1.749	0.011	1.319	1.602	1.573	2.579		1.447	1.479		
2010 (平 21)	準タイル尺度		1 1						l	1.570				
		1.231	1.591	1.688	0.066	1.276	1.569	1.569	2.711	1.576	1.442	1.422		
2011 (平 23)	準タイル尺度	1.238	1.599	1.690	0.066	1.258	1.593	1.585	2.390	1.583	1.442	1.449		
2012 (平 24)	準タイル尺度	1.243	1.620	1.705	0.054	1.182	1.580	1.605	2.275	1.605	1.457	1.467		
2013 (平 25)	準タイル尺度	1.251	1.635	1.708	0.020	1.120	1.578	1.608	2.376	1.609	1.467	1.479		
2014 (平 26)	準タイル尺度	1.275	1.661	1.748	-0.004	1.087	1.566	1.613	2.643	1.613	1.449	1.499		
2015 (平 27)	準タイル尺度	1.269	1.654	1.760	-0.028	1.032	1.568	1.630	2.528	1.627	1.414	1.516		
2016 (平 28)	準タイル尺度	1.279	1.656	1.757	-0.041	1.065	1.570	1.649	2.562	1.624	1.426	1.517		
2007 (平19)	ウェイト	1.000	0.591	0.182	0.187	0.041	0.014	0.188	0.064	0.214	0.033	0.078		
2008 (平 20)	ウェイト	1.000	0.590	0.180	0.192	0.038	0.015	0.188	0.061	0.217	0.031	0.079		
2009 (平 21)	ウェイト	1.000	0.565	0.171	0.205	0.059	0.015	0.189	0.036	0.218	0.034	0.073		
2010 (平 22)	ウェイト	1.000	0.526	0.157	0.228	0.089	0.015	0.171	0.021	0.221	0.030	0.068		
2011 (平 23)	ウェイト	1.000	0.536	0.160	0.228	0.076	0.015	0.176	0.027	0.221	0.032	0.066		
2012 (平 24)	ウェイト	1.000	0.534	0.161	0.228	0.076	0.015	0.179	0.033	0.210	0.033	0.065		
2013 (平 25)	ウェイト	1.000	0.539	0.164	0.220	0.077	0.015	0.178	0.037	0.209	0.033	0.067		
2014 (平 26)	ウェイト	1.000	0.548	0.164	0.216	0.072	0.015	0.177	0.040	0.210	0.040	0.065		
2015 (平 27)	ウェイト	1.000	0.560	0.161	0.216	0.063	0.015	0.176	0.040	0.205	0.060	0.064		
2016 (平 28)	ウェイト	1.000	0.568	0.165	0.213	0.054	0.015	0.175	0.037	0.208	0.066	0.068		
2007 (平 19)	タイル尺度	1.348	0.983	0.317	-0.006	0.054	0.023	0.299	0.164	0.334	0.047	0.115		
2008 (平 20)	タイル尺度	1.336	0.979	0.315	-0.007	0.050	0.024	0.299	0.157	0.337	0.045	0.116		
2009 (平 21)	タイル尺度	1.287	0.914	0.293	0.002	0.078	0.024	0.297	0.094	0.342	0.049	0.109		
2010 (平 22)	タイル尺度	1.231	0.836	0.266	0.015	0.113	0.024	0.268	0.057	0.348	0.043	0.097		
2011 (平 23)	タイル尺度	1.238	0.858	0.270	0.015	0.095	0.024	0.278	0.064	0.350	0.046	0.095		
2012 (平 24)	タイル尺度	1.243	0.865	0.275	0.012	0.090	0.023	0.287	0.075	0.337	0.048	0.095		
2013 (平 25)	タイル尺度	1.251	0.881	0.279	0.004	0.087	0.023	0.287	0.087	0.337	0.048	0.099		
2014 (平 26)	タイル尺度	1.275	0.911	0.287	-0.001	0.078	0.024	0.286	0.106	0.339	0.058	0.098		
2015 (平 27)	タイル尺度	1.269	0.926	0.284	-0.006	0.065	0.024	0.287	0.100	0.334	0.085	0.097		
2016 (平 28)	タイル尺度	1.279	0.941	0.289	-0.009	0.057	0.023	0.288	0.095	0.337	0.094	0.103		
2007 (平 19)	寄与率	100.0	72.9	23.5	-0.4	4.0	1.7	22.2	12.2	24.7	3.5	8.5		
2008 (平 20)	寄与率	100.0	73.2	23.5	-0.5	3.8	1.8	22.4	11.7	25.2	3.4	8.7		
2009 (平 21)	寄与率	100.0	71.0	22.8	0.2	6.0	1.9	23.1	7.3	26.6	3.8	8.5		
2010 (平 22)	寄与率	100.0	68.0	21.6	1.2	9.2	1.9	21.8	4.6	28.2	3.5	7.9		
2011 (平 23)	寄与率	100.0	69.3	21.8	1.2	7.7	1.9	22.5	5.2	28.3	3.7	7.7		
2012 (平 24)	寄与率	100.0	69.6	22.1	1.0	7.3	1.9	23.1	6.0	27.1	3.9	7.6		
2013 (平 25)	寄与率	100.0	70.4	22.3	0.3	6.9	1.8	22.9	7.0	26.9	3.8	7.9		
2014 (平 26)	寄与率	100.0	71.4	22.5	-0.1	6.1	1.9	22.4	8.3	26.6	4.6	7.7		
2015 (平 27)	寄与率	100.0	73.0	22.4	-0.5	5.1	1.9	22.6	7.9	26.3	6.7	7.6		
2016 (平 28)	寄与率	100.0	73.6	22.6	-0.7	4.5	1.8	22.5	7.5	26.4	7.3	8.0		

(出所) 総務省「地方財政状況調査」「市町村別(税目別)基準財政収入額」「市町村別(費目別)基準財政需要額」東京都財務局提供データより作成。

トを反映した結果である。普通交付税は若干の是 正寄与をもっている。

2011年度以降の格差拡大は基準財政収入額と それにともなう留保財源の格差拡大寄与が強まる 過程であった。2015年度以降は収入額の増加寄 与がやや鈍化するとともに、臨財債が普通交付税 以上に是正寄与をもっている。臨財債はウェイト 低下とともに準タイル尺度も低下しており、発行 額減とともに算定方式の影響も含んだものとみら れる。

次に収入額を内訳でみると、総額格差への寄与率は市町村民税(所得割)、固定資産税が高いが、準タイル尺度では市町村民税(法人税割)がもっとも高く総額格差は大きいことが示されている。

2011~14年度までの収入額格差拡大には市町村 民税(法人税割)の寄与が大きいが、2014年度 以降は地方消費税交付金の増加寄与が拡大してお り消費税率上昇の影響が出ている。他方で、2015、 16年度は市町村民税(法人税割)がウェイトと 準タイル尺度ともに若干低下しており是正寄与に 転じている。消費税率上昇にともなう地方消費税 交付金増による格差拡大が市町村民税(法人税 割)で是正されるかたちとなっており、必ずしも 限定的ではないが地方法人税化の影響が推測され るものとなっている。

3.1.2 基準財政需要額振替前+留保財源+財 源超過額

また標準財政規模は以下のようにも分解可能である。

標準財政規模=標準税収入等+普通交付税+臨 時財政対策債発行可能額(以下. 臨財債)

- = 交付団体(基準財政需要額振替後+臨財債 +留保財源)+不交付団体(基準財政需要 額振替後+(臨財債)¹³⁾+留保財源)+ 財源超過額
- = 基準財政需要額振替前+留保財源+財源超 過額

図表5によれば留保財源と財源超過額の格差寄与率は2014年度以降上昇してきており、2016年度には両者併せて3割程度となっている。ただし、財源超過額は特別区を除くと格差寄与はわずかであり、財源超過の問題の多くは特別区問題とも捉えられる。

準タイル尺度でみると、財源超過額、留保財源の格差が大きいが、ウェイトを反映し基準財政需要額振替前寄与率は約7割程度となる。

2011 ~ 14 年度までの格差拡大局面では、11 年度こそ基準財政需要額振替前が格差拡大に寄与しているが、その後は財源超過額、留保財源が格差への寄与を増加させている。15、16 年度は基準財政需要額振替前が格差寄与を低下させるなかで財源超過額が拡大寄与を保っている。近年は、基

準財政需要額よりは財源超過額・留保財源を要因 とする格差拡大圧力が働いていることになる。

とはいえ、基準財政需要額振替前は標準財政規模の格差寄与の7割程度は占めている。そこで基準財政需要額振替前の費目別需要額が格差にどのような影響を与えているかをみてみる。基準財政需要額振替前は、以下のように費目別基準財政需要額への分解が可能である。

基準財政需要額振替前=消防費+土木費+教育 費+厚生費+産業経済費+総務費+その他特 別枠等¹⁴⁾+公債費(臨財債償還費+臨財債 以外)+包括算定経費

図表6によれば、準タイル尺度が高いのは、総務費、厚生費、消防費、公債費などであるが、総額格差への寄与はウェイトを反映し、厚生費がもっとも高く、公債費も高い。一方、産業経済費、包括算定経費、土木費などは総額格差寄与が相対的に小さい。その他特別枠等は、準タイル尺度にもみられるとおり、基本、是正寄与をもっているが、ウェイトが低いために格差是正の寄与率はわずかとなっている。言い換えれば、その是非は別として算定方法としては是正機能をもちうる方法といえる。

これまでの基準財政需要額振替前の格差拡大に は厚生費の寄与が大きい。準タイル尺度とともに ウェイトも増大している。2014年度以降に基準 財政需要額振替前の格差寄与が低下しているのは、 厚生費の格差拡大圧力が依然続くなか、総務費は 準タイル尺度の低下がみられており、包括算定経 費はウェイトが低下してきているなど、総務費、 包括算定経費が格差低下に寄与している。その他 特別枠等はこの間の格差是正寄与はほとんどみら れていない。

以上の費目別基準財政需要額の格差分析からは、 財政需要の構造変化、すなわち社会保障シフト¹⁵⁾ も総額格差を拡大させる要因となっている ことがうかがえる。今後も社会保障関係経費の増 大が見込まれることを踏まえれば総額格差は拡大 圧力が働いているといえよう。

図表5 総額(需要)タイル尺度(特別区含むと除く)

	総額	_			総額			
	特別区含	む			特別区除	<		
	標財	留保	財源	基準財政	標財	留保	財源	基準財政
	合計	財源	超過額	需要額	合計	財源	超過額	需要額
				振替前			/C/C IX	振替前
2007 (平 19) 準タイル尺度	1.348	1.747	3.633	1.109	0.989	1.279	1.020	0.925
2008 (平 20) 準タイル尺度	1.336	1.749	3.651	1.097	0.978	1.273	1.147	0.910
2009 (平 21) 準タイル尺度	1.287	1.711	3.764	1.064	0.952	1.254	1.140	0.888
2010 (平 22) 準タイル尺度	1.231	1.688	4.251	1.054	0.939	1.255	0.512	0.886
2011 (平 23) 準タイル尺度	1.238	1.690	4.274	1.077	0.954	1.258	0.420	0.902
2012 (平 24) 準タイル尺度	1.243	1.705	4.389	1.077	0.957	1.261	0.352	0.904
2013 (平 25) 準タイル尺度	1.251	1.708	4.430	1.080	0.960	1.260	0.355	0.907
2014 (平 26) 準タイル尺度	1.275	1.748	4.475	1.076	0.963	1.272	0.497	0.908
2015 (平 27) 準タイル尺度	1.269	1.760	4.336	1.063	0.950	1.274	0.667	0.894
2016 (平 28) 準タイル尺度	1.279	1.757	4.242	1.067	0.956	1.276	0.838	0.897
2007 (平19) ウェイト	1.000	0.182	0.049	0.770	1.000	0.175	0.020	0.805
2008 (平 20) ウェイト	1.000	0.180	0.048	0.772	1.000	0.173	0.020	0.807
2009 (平 21) ウェイト	1.000	0.171	0.042	0.787	1.000	0.164	0.016	0.820
2010 (平 22) ウェイト	1.000	0.157	0.024	0.818	1.000	0.150	0.005	0.845
2011 (平 23) ウェイト	1.000	0.160	0.020	0.820	1.000	0.152	0.004	0.845
2012 (平 24) ウェイト	1.000	0.161	0.019	0.819	1.000	0.153	0.003	0.844
2013 (平 25) ウェイト	1.000	0.164	0.021	0.816	1.000	0.155	0.003	0.842
2014 (平 26) ウェイト	1.000	0.164	0.026	0.809	1.000	0.156	0.004	0.840
2015 (平 27) ウェイト	1.000	0.161	0.028	0.810	1.000	0.152	0.005	0.842
2016 (平 28) ウェイト	1.000	0.165	0.031	0.804	1.000	0.156	0.007	0.837
2007 (平 19) タイル尺度	1.348	0.317	0.177	0.854	0.989	0.223	0.021	0.744
2008 (平 20) タイル尺度	1.336	0.315	0.175	0.847	0.978	0.220	0.023	0.735
2009 (平 21) タイル尺度	1.287	0.293	0.157	0.837	0.952	0.206	0.018	0.728
2010 (平 22) タイル尺度	1.231	0.266	0.103	0.862	0.939	0.188	0.002	0.749
2011 (平 23) タイル尺度	1.238	0.270	0.085	0.884	0.954	0.191	0.001	0.762
2012(平 24) タイル尺度	1.243	0.275	0.085	0.882	0.957	0.193	0.001	0.763
2013(平 25) タイル尺度	1.251	0.279	0.091	0.881	0.960	0.195	0.001	0.764
2014(平 26) タイル尺度	1.275	0.287	0.117	0.871	0.963	0.198	0.002	0.763
2015 (平 27) タイル尺度	1.269	0.284	0.123	0.862	0.950	0.194	0.004	0.753
2016 (平 28) タイル尺度	1.279	0.289	0.131	0.858	0.956	0.199	0.006	0.751
2007 (平 19) 寄与率	100.0	23.5	13.1	63.3	100.0	22.6	2.1	75.3
2008 (平 20) 寄与率	100.0	23.5	13.1	63.4	100.0	22.5	2.4	75.1
2009(平 21) 寄与率	100.0	22.8	12.2	65.0	100.0	21.6	1.9	76.5
2010(平 22) 寄与率	100.0	21.6	8.3	70.1	100.0	20.0	0.3	79.7
2011 (平 23) 寄与率	100.0	21.8	6.8	71.4	100.0	20.0	0.2	79.8
2012 (平 24) 寄与率	100.0	22.1	6.9	71.0	100.0	20.1	0.1	79.7
2013(平 25) 寄与率	100.0	22.3	7.3	70.4	100.0	20.3	0.1	79.5
2014(平 26) 寄与率	100.0	22.5	9.2	68.3	100.0	20.5	0.2	79.3
2015(平 27) 寄与率	100.0	22.4	9.7	67.9	100.0	20.4	0.4	79.2
2016 (平 28) 寄与率	100.0	22.6	10.2	67.1	100.0	20.8	0.6	78.5

(出所) 総務省「地方財政状況調査」「市町村別(費目別) 基準財政需要額」東京都財務局提供データより作成。

3.1.3 小 括

ここで上記 3.1.1 および 3.1.2 でみた格差の関係について若干整理しておく。標準財政規模とは冒頭述べたとおり「地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの」である。日本の普通交付税の財源保障・財政調整機能の考え方にもとづけば、この一

般財源は標準的な行政サービスを保障する財源である。標準財政規模が保障する標準的な行政サービスの観点からその需要面の格差に着目したのが3.1.2 といえる。基準財政需要額、すなわち合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要¹⁶⁾ からみると、社会保障シフトのような財政需要の構造変化は、団

図表6 総額(需要内訳)タイル尺度(特別区含む)

	総額 特別区含む												
	標財 合計	消防費	土木費	教育費	厚生費	産業 経済費	総務費	その他 特別枠等	公債費	臨財債	臨財債 以外	包括算定 経費	基準財政 需要額 振替前
2007 (平 19) 準タイル尺度	1.348	1.200	0.963	1.024	1.198	0.182	1.768		1.237	1.212	1.243	0.650	1.109
2008 (平 20) 準タイル尺度	1.336	1.191	0.936	1.019	1.188	0.192	1.785	-0.093	1.252	1.205	1.265	0.648	1.097
2009 (平 21) 準タイル尺度	1.287	1.140	0.877	1.019	1.166	0.235	1.705	0.013	1.228	1.214	1.228	0.646	1.064
2010 (平 22) 準タイル尺度	1.231	1.142	0.887	1.030	1.180	0.263	1.576	-0.084	1.225	1.216	1.226	0.645	1.054
2011 (平 23) 準タイル尺度	1.238	1.174	0.874	1.045	1.201	0.285	1.611	-0.081	1.207	1.216	1.207	0.669	1.077
2012 (平 24) 準タイル尺度	1.243	1.168	0.868	1.042	1.203	0.289	1.639	-0.395	1.203	1.118	1.244	0.664	1.077
2013 (平 25) 準タイル尺度	1.251	1.164	0.861	1.048	1.206	0.297	1.673	-0.191	1.190	0.957	1.213	0.660	1.080
2014 (平 26) 準タイル尺度	1.275	1.149	0.848	1.054	1.219	0.273	1.633	-0.083	1.141	1.096	1.168	0.648	1.076
2015 (平 27) 準タイル尺度	1.269	1.126	0.850	1.058	1.213	0.278	1.613	0.073	1.151	1.097	1.190	0.652	1.063
2016 (平 28) 準タイル尺度	1.279	1.142	0.854	1.064	1.229	0.281	1.437	0.117	1.136	1.083	1.178	0.655	1.067
2007 (平 19) ウェイト	1.000	0.052	0.097	0.080	0.258	0.021	0.074		0.085	0.015	0.070	0.103	0.770
2008 (平 20) ウェイト	1.000	0.052	0.093	0.077	0.260	0.020	0.072	0.007	0.091	0.020	0.071	0.099	0.772
2009 (平 21) ウェイト	1.000	0.053	0.091	0.077	0.269	0.021	0.071	0.014	0.094	0.002	0.092	0.097	0.787
2010 (平 22) ウェイト	1.000	0.055	0.091	0.080	0.286	0.022	0.070	0.017	0.097	0.002	0.096	0.100	0.818
2011 (平 23) ウェイト	1.000	0.054	0.087	0.078	0.300	0.022	0.067	0.011	0.100	0.002	0.099	0.100	0.820
2012 (平 24) ウェイト	1.000	0.055	0.085	0.078	0.305	0.021	0.065	0.011	0.102	0.033	0.069	0.098	0.819
2013 (平 25) ウェイト	1.000	0.052	0.083	0.075	0.312	0.020	0.063	0.014	0.103	0.009	0.094	0.094	0.816
2014 (平 26) ウェイト	1.000	0.053	0.080	0.072	0.315	0.019	0.060	0.015	0.107	0.041	0.067	0.088	0.809
2015 (平 27) ウェイト	1.000	0.053	0.077	0.071	0.312	0.018	0.063	0.027	0.103	0.044	0.059	0.087	0.810
2016 (平 28) ウェイト	1.000	0.053	0.075	0.069	0.313	0.018	0.067	0.024	0.105	0.047	0.058	0.082	0.804
2007 (平 19) タイル尺度	1.348	0.062	0.094	0.082	0.309	0.004	0.132		0.105	0.019	0.086	0.067	0.854
2008 (平 20) タイル尺度	1.336	0.062	0.087	0.078	0.309	0.004	0.129	-0.001	0.114	0.024	0.089	0.064	0.847
2009 (平 21) タイル尺度	1.287	0.060	0.080	0.078	0.314	0.005	0.121	0.000	0.116	0.002	0.114	0.063	0.837
2010 (平 22) タイル尺度	1.231	0.063	0.081	0.082	0.337	0.006	0.111	-0.001	0.119	0.002	0.117	0.065	0.862
2011 (平 23) タイル尺度	1.238	0.064	0.076	0.082	0.360	0.006	0.109	-0.001	0.121	0.002	0.119	0.067	0.884
2012 (平 24) タイル尺度	1.243	0.064	0.074	0.081	0.367	0.006	0.107	-0.004	0.122	0.037	0.086	0.065	0.882
2013 (平 25) タイル尺度	1.251	0.060	0.071	0.079	0.376	0.006	0.106	-0.003	0.123	0.009	0.114	0.062	0.881
2014 (平 26) タイル尺度	1.275	0.061	0.068	0.076	0.384	0.005	0.099	-0.001	0.122	0.044	0.078	0.057	0.871
2015 (平 27) タイル尺度	1.269	0.060	0.065	0.075	0.378	0.005	0.101	0.002	0.119	0.048	0.071	0.057	0.862
2016 (平 28) タイル尺度	1.279	0.060	0.064	0.074	0.384	0.005	0.096	0.003	0.119	0.051	0.068	0.054	0.858
2007 (平 19) 寄与率	100.0	4.6	7.0	6.0	22.9	0.3	9.8	0.0	7.8	1.4	6.4	4.9	63.3
2008 (平 20) 寄与率	100.0	4.6	6.5	5.9	23.1	0.3	9.7	0.0	8.5	1.8	6.7	4.8	63.4
2009 (平 21) 寄与率	100.0	4.7	6.2	6.1	24.4	0.4	9.4	0.0	9.0	0.2	8.8	4.9	65.0
2010 (平 22) 寄与率	100.0	5.1	6.5	6.7	27.4	0.5	9.0	-0.1	9.7	0.2	9.5	5.2	70.1
2011 (平 23) 寄与率	100.0	5.2	6.1	6.6	29.1	0.5	8.8	-0.1	9.8	0.2	9.6	5.4	71.4
2012 (平 24) 寄与率	100.0	5.1	5.9	6.5	29.6	0.5	8.6	-0.3	9.9	3.0	6.9	5.3	71.0
2013 (平 25) 寄与率	100.0	4.8	5.7	6.3	30.1	0.5	8.5	-0.2	9.8	0.7	9.1	5.0	70.4
2014 (平 26) 寄与率	100.0	4.8	5.3	6.0	30.1	0.4	7.7	-0.1	9.6	3.5	6.1	4.5	68.3
2015 (平 27) 寄与率	100.0	4.7	5.2	5.9	29.8	0.4	8.0	0.2	9.4	3.8	5.6	4.5	67.9
2016 (平 28) 寄与率	100.0	4.7	5.0	5.8	30.0	0.4	7.5	0.2	9.3	4.0	5.3	4.2	67.1

(出所) 総務省「地方財政状況調査」「市町村別(費目別) 基準財政需要額」東京都財務局提供データより作成。

体数や人口規模も反映するとはいえ,市区町村間の総額格差拡大要因につながっているとみられる。 そのなかでその他特別枠等の費目は格差是正の役割を担う算定方法となっているが,実際の総額でみた是正効果は乏しい。それでも近年は基準財政需要額は格差拡大が抑えられる傾向もみられたの に対し, 財源超過額や留保財源が格差拡大圧力と なって作用している。

他方,標準的行政サービスを賄う上で標準税収 入等だけでなく普通交付税,臨財債で財源補塡さ れている。この収入面の格差に着目したのが3.1.1 である。標準的行政の財政需要を賄う財源である ことを前提にすれば、結果とも受けとれるが、税収等格差とともに是正の方法をみることができる。2014年以降、消費税率引き上げ、地方消費税交付金増収による収入額格差に対応し普通交付税のほか、臨財債や市町村民税(法人税割)でも格差是正が図られている。また収入額増および格差拡大は留保財源・財源超過額による格差拡大圧力につながっていることも示されている。

3.2. 標準財政規模の団体別動向と配分

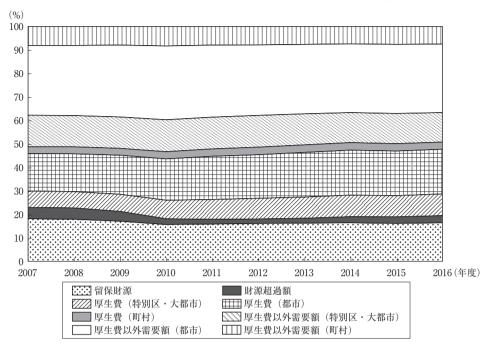
次に標準財政規模の団体別動向や配分について みてみる。標準財政規模を総額タイル尺度で団体 別要因分解を行うと、グループ間格差要因がほと んどを占める17)。そこで標準財政規模の総額格 差が拡大局面にあった 2011~14年度. 拡大に鈍 化傾向のみられた 2014~16年度の期間で標準財 政規模の団体別伸び率をみた¹⁸⁾。2011~14年度 年率伸び率 (計算値) 19) は全体 0.7%, 特別区 3.2%. 大都市1.3%. 都市0.3%. 町村-0.5%で ある。2014~16年度年率伸び率は、同じく計算 値では、全体1.4%、特別区2.7%、大都市0.7%、 都市 1.5%, 町村 1.1%である 20)。同期の計算値 は公表値よりも高めの伸びとなっているが、こう した団体別動向が格差動向の背景にある。また. これらは総額の伸びであるため団体数や人口の変 化も含んだものであることに留意が必要である。

その上で2014~16年度の特別区²¹⁾ 年率伸び率2.7%は、寄与度が基準財政収入額2.2%(うち市町村民税(法人税割)-0.6%、地方消費税交付金1.4%)、留保財源0.5%である。同期の大都市年率伸び率0.7%は、寄与度が基準財政収入額1.8%(うち市町村民税(法人税割)-0.2%、地方消費税交付金1.4%)、留保財源0.3%、普通交付税-0.1%、臨財債-1.3%である。3.1.1でみたように、同期間、地方消費税交付金増に対し市町村民税(法人税割)が是正寄与をもった影響は特別区、大都市により表れている。大都市ではこのほか普通交付税、臨財債もマイナス寄与をみせているが、特別区は不交付団体であり標準財政規模は標準税収入等と同じであるため、普通交付税、臨財債には影響されない。他方、3.1.2の観点か

らは、この間、大都市の標準財政規模の年率伸び率寄与度は基準財政需要額振替前 0.4%,財源超過額 0.0%,留保財源 0.3%であるが,特別区は基準財政需要額振替前 0.9%,財源超過額 1.3%,留保財源 0.5%となる。標準財政規模の増加には基準財政需要額だけでなく,財源超過額や留保財源も寄与しており,とくに特別区は財源超過額と留保財源の伸び率寄与が基準財政需要額のそれを上回っている。交付税で是正されない留保財源や財源超過額は消費税率のさらなる引き上げによりさらに増額することが予想され,これらの増加寄与の高い団体とそうでない団体との差をどのように考えていくかは一つの課題となる。

また標準財政規模を総額の観点からも考察してみる。標準財政規模の総額,すなわち一般財源の総額は地方財政計画によって決まる。標準財政規模 = 基準財政需要額振替前+留保財源+財源超過額であることから,標準財政規模の総額が一定と仮定すれば、財源超過額や留保財源が増えれば基準財政需要額振替前は減るという背反の関係にある。図表7はこの考え方にもとづきそれぞれの構成要素の配分を示したものである。

図表7によれば、財源超過額・留保財源のシェ アは2007~09年度は下回るものの2014年度以 降高まる傾向にある。すなわち基準財政需要額の 配分は低下する傾向にある。さらに基準財政需要 額のうち厚生費のシェアは 2007 ~ 09 年度に比べ 高まっている。厚生費のような対人社会サービス は人口に比例的であり、人口規模の大きい大都市 への配分を相対的に高めると考えられる。図表2 でみたとおり, 地方財政計画の一般財源総額は 90年代と異なりほとんど増えない状況にある。 こうしたなかで財源超過額・留保財源が増え社会 保障経費が増えていくことは、マクロ的な配分の 観点からも大都市でない団体. 小規模団体への配 分が難しくなることを意味しよう。一般財源総額 が伸びないなかでは、財源超過額・留保財源を抑 えるインセンティブはより働くと考えられる。



図表7 標準財政規模の配分シェア:財源超過額・留保財源・基準財政需要額振替前

- (注) 基準財政需要額振替前を厚生費, 厚生費以外需要額に分け, それぞれ特別区・大都市, 都市, 町村のシェアを表した。
- (出所) 総務省「地方財政状況調査」「市町村別(費目別) 基準財政需要額| 東京都財務局提供データより作成。

むすびにかえて: 格差分析からの示唆

以上,標準財政規模の市区町村を対象に格差分析を行ってきたが,分析結果から得られた知見は 以下のとおりである。

第1に、分析結果から近年の格差問題は消費税率引き上げにともなう地方消費税交付金増が影響している格差であることが確認される。消費税率引き上げにともない財源超過額・留保財源による格差拡大圧力が生じている。さらに財源超過額の多くが特別区によるものであり、この点からは近年の格差問題は特別区をどうみるかという課題の格差ともいえる。ただし、東京都も主張するように特別区の標準財政規模や財源超過額が妥当かという問題は生じうる。また財源超過額等が問題はないう問題は生じうる。また財源超過額等が問題はされる一方で、標準的な財政需要がいずれの団体でも確保されているのであれば、その上で必要な格差是正というのはどのような論拠にもとづくものか。是正の規模や水準についてどのような論拠

を示せるかは課題といえよう。

第2に、従来にない格差是正の手法の多様化に ついてである。市町村民税(法人税割)の地方法 人税化にともない、必ずしも同影響のみに限定さ れるわけではないが、市町村民税(法人税割)は 2015年度以降、格差是正寄与をみせている。ま た臨時財政対策債も、地方税収増による発行額減 の影響もあるが財政調整としても機能していると 考えられる。他方、標準財政規模が標準的な行政 サービスを提供する一般財源であることを考慮す ると、基準財政需要額におけるその他特別枠等の 算定方法も格差是正の手法となっている。小規模 団体の配分増につながっているとみられるが、本 稿でみてきた総額格差への影響は限定的であった。 こうした一連の格差是正の手法は財政調整の到達 点が不明確であり、財政調整の論拠を薄弱にする ことも懸念される。

第3に、現状の格差問題は団体間の格差問題というだけでなく一般財源総額に影響を受けた問題との位置づけも可能である。地方財政計画の一般

財源総額が伸びないなかでは、財源超過額・留保 財源が増大すれば基準財政需要額を抑制せざるを えなくなる。また基準財政需要額は近年、社会保 障関係経費が増大している。現状のように一般財 源総額を維持確保している状態において、消費税 率引き上げによる地方税収等の増大、それにとも なう財源超過・留保財源の増大は小規模団体など 交付団体の基準財政需要額確保を難しくしよう。 この点からも財源超過・留保財源の抑制が課題に なっていると捉えられる。問題の根底には交付税 原資の抑制、現状の一般財源総額の決まり方があ るものと考えられる。

参考資料①:標準財政規模の扱い

標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+ 臨時財政対策債発行可能額

本分析で用いる標準財政規模は公表額(地方財政状況調査00表)ではなく計算値である。考え方は以下のとおり。

- ・地方財政状況調査00表の①基準財政収入額,
- ②基準財政需要額, ③標準税収入額等は一本算定, ④臨時財政対策債発行可能額は算定替の額のため, 臨財債は一本算定(「市町村別(費目別)基準財 政需要額」)を使用した。臨財債が標準財政規模 に加えられるのは2010年度以降だが,本分析で は継続性の観点から2007~09年度も臨財債を加 えた数値を標準財政規模とした。
- ・普通交付税 = 基準財政需要額② 基準財政収入額①+錯誤額+調整額だが、普通交付税は② ① とした。② ① < 0 の場合は普通交付税はゼロ、財源超過額とした。
- ・したがって本分析で用いる標準財政規模は標準 税収入額等③+普通交付税(②-①)(②<①の ときはゼロ)+臨財債(一本算定)の計算値。
- ・地方財政状況調査 00 表の特別区データは普通 交付税ベースではないため、標準財政規模、標準 税収入額等の特別区データは東京都財務局提供の データ(通常の市町村と同様の方法で算出した総 務省からの提供数値を転記した数値)を使用した。 基準財政収入額、基準財政需要額については「市 町村別(税目別)基準財政収入額」「市町村別(費

目別) 基準財政需要額」を使用した。本来, 東京都と特別区は合算算定だが特別区のみ抽出している。

・計算値と公表値には若干の違いも生じている。 計算値/公表値(%)(普通交付税, 臨財債寄与 度)では、2007年度から2016年度までの各年度 順で以下のとおり。2.0%(1.9, 0.1)、-2.2% (-2.3, 0.1)、-2.1%(-2.2, 0.2)、-3.1%(-2.4, -0.7)、-3.1%(-2.9, -0.3)、-3.2%(-3.0, -0.2)、-3.2%(-3.1, -0.1) -2.8%(-2.8, 0.0)、-2.1%(-2.2, 0.1)、-1.2%(-1.4, 0.2)。 公表値のタイル尺度(特別区含む)は2007年度 から2016年度までの各年度順で以下のとおり。 1.323、1.289、1.229、1.196、1.204、1.208、1.216、 1.244、1.246、1.264。計算値のタイル尺度は図表 4等を参照。

参考資料②:市町村団体数変化

市町村合併の影響をみるため宮崎(2017)を参考に、2016年度の市町村に合わせる方法で当該年度以前の格差について合併調整後として検証したが、2010年度頃から合併調整後・調整前の差はほとんどなくなる(参考図表1)。注目する格差動向も主に2011年度以降であることから、調整前データを使用することとした。なおこの間の市区町村団体数変化は参考図表2のとおり。

参考図表 1 市町村団体数変化の影響

	1700 MA 10 1 -41	ter talk		A 1.11	-11	w rat year				
	標準財政	規模のタ	イル尺度	全国市町村の一般財源の						
(年度)	(計算作	直,特別[区除く)	タイル尺度(宮崎 (2017))						
	調整前	調整後	差	調整前	調整後	差				
2007	0.9885	0.9738	0.0147	0.9588	0.9432	0.0157				
2008	0.9777	0.9671	0.0106	0.9484	0.9372	0.0112				
2009	0.9520	0.9518	0.0002	0.9250	0.9247	0.0003				
2010	0.9394	0.9393	0.0001	0.9046	0.9043	0.0002				
2011	0.9542	0.9541	0.0001	0.9063	0.9062	0.0001				
2012	0.9568	0.9567	0.0001	0.9061	0.9059	0.0001				
2013	0.9598	0.9597	0.0001	0.9070	0.9069	0.0001				
2014	0.9633	0.9633	0.0000	0.9184	0.9184	0.0000				
2015	0.9505	0.9505	0.0000							
2016	0.9555	0.9555	0.0000							

- (注 1) 「調整後」は宮崎 (2017) を参考に、2016 年度時の市 町村を基準にそれ以前のデータを調整した。
- (注2) 宮崎 (2017) の数字は同, p. 65より抜粋。
- (出所) 宮崎 (2017), 総務省「地方財政状況調査」「市町村別 (費目別) 基準財政需要額」より作成。

参考図表 2 市区町村団体数(2007~16年度)

団体規模別団体数および人口の推移

団件規模別団件数ねよび入口の推修										
区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
E.77	(平19)	(平 20)	(平21)	(平 22)	(平23)	(平 24)	(平 25)	(平 26)	(平 27)	(平 28)
団体数										
特別区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市町村合計	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	1,718
政令指定都市	17	17	18	19	19	20	20	20	20	20
中核市	35	39	41	40	41	41	42	43	45	48
施行時特例市	44	43	41	41	40	40	40	40	39	36
都市	687	684	686	686	687	688	688	687	686	687
中都市	166	164	167	169	167	166	165	164	156	156
小都市	521	520	519	517	520	522	523	523	530	531
町村	1,010	994	941	941	932	930	929	928	928	927
町村(人口1万人以上)	516	506	471	466	452	447	445	441	434	425
町村(人口1万人未満)	494	488	470	475	480	483	484	487	494	502
人口										
特別区	8,413,883	8,476,919	8,519,059	8,558,242	8,591,695	8,966,891	9,016,342	9,102,598	9,205,712	9,302,962
市町村合計	118,652,295	118,599,264	118,538,801	118,365,168	118,067,988	119,406,988	119,422,006	119,123,885	118,860,499	118,604,124
政令指定都市	24,136,806	24,244,526	25,020,151	25,770,400	25,824,768	27,136,438	27,220,948	27,267,952	27,333,950	27,394,218
中核市	15,151,433	16,619,689	17,163,778	16,465,234	16,808,415	16,656,132	17,004,050	17,388,754	18.269.766	18,965,602
施行時特例市	12,120,827	11,799,129	10,962,189	10,967,725	10,655,923	10,625,548	10,636,378	10,455,852	10,112,950	9,383,742
都市	54,025,703	52,963,176	53,289,335	53,137,809	53,066,969	53,378,473	53,050,995	52,616,780	51.846.884	51,711,882
中都市	26,184,397	25,254,106	25,638,021	25,831,189	25,701,645	25,799,092	25,485,736	25,228,832	23,939,414	23,925,516
小都市	27,841,306	27,709,070	27,651,314	27,306,620	27,365,324	27,579,381	27,565,259	27,387,948	27,907,470	27,786,366
町村	13,217,526	12,972,744	12,103,348	12,024,000	11,711,913	11,610,397	11,509,635	11,394,547	11,296,949	11,148,680
町村(人口1万人以上)	10,618,297	10,440,336	9,680,723	9,584,461	9,254,939	9,145,930	9,054,980	8,948,372	8,820,301	8,631,279
町村(人口1万人未満)	2,599,229	2,532,408	2,422,625	2,439,539	2,456,974	2,464,467	2,454,655	2,446,175	2,476,648	2,517,401
団体数シェア	,,,,,,	,,	, , , ,	,,	, ,	, , , , , ,	, . ,	, ., .,	, ,	, , , , ,
市町村合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
政令指定都市	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
中核市	2.0	2.2	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.8
施行時特例市	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1
都市	38.3	38.5	39.7	39.7	40.0	40.0	40.0	40.0	39.9	40.0
中都市	9.3	9.2	9.7	9.8	9.7	9.7	9.6	9.5	9.1	9.1
小都市	29.1	29.3	30.1	29.9	30.3	30.4	30.4	30.4	30.8	30.9
町村	56.3	55.9	54.5	54.5	54.2	54.1	54.0	54.0	54.0	54.0
町村(人口1万人以上)	28.8	28.5	27.3	27.0	26.3	26.0	25.9	25.7	25.3	24.7
町村(人口1万人未満)	27.6	27.5	27.2	27.5	27.9	28.1	28.2	28.3	28.8	29.2
人口シェア	20	20	22	20		20.1	20.2	20.0	20.0	20.2
特別区	6.6	6.7	6.7	6.7	6.8	7.0	7.0	7.1	7.2	7.3
政令指定都市	19.0	19.1	19.7	20.3	20.4	21.1	21.2	21.3	21.3	21.4
中核市	11.9	13.1	13.5	13.0	13.3	13.0	13.2	13.6	14.3	14.8
施行時特例市	9.5	9.3	8.6	8.6	8.4	8.3	8.3	8.2	7.9	7.3
都市	42.5	41.7	41.9	41.9	41.9	41.6	41.3	41.0	40.5	40.4
中都市	20.6	19.9	20.2	20.4	20.3	20.1	19.8	19.7	18.7	18.7
小都市	21.9	21.8	21.8	21.5	20.3	20.1	21.5	21.4	21.8	21.7
町村	10.4	10.2	9.5	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	8.8	8.7
町村(人口1万人以上)	8.4	8.2	9.5 7.6	9.5 7.6	7.3	9.0 7.1	9.0 7.1	7.0	6.9	6.7
	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0
町村(人口1万人未満)	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0

⁽注) 中都市とは都市のうち人口 10 万以上の市、小都市とは人口 10 万未満の市。

⁽出所) 団体数は総務省「地方財政白書」, 人口は「住民基本台帳登載人口」。

【注】

- 1) 総務省自治税務局「第2回国と地方のシステム WG ご説明 資料② | 平成29年3月6日など。
- 2) 総務省『地方財政白書』。
- 3) ただし標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額が加えられたのは2010年度以降である。
- 4) 都道府県対象, 地方税対象に広げればさらに多くなる。
- 5) このほか市町村合併の影響を調整前・調整後として示している。
- 6) 格差論議への特別区の反論として特別区長会(2018)がある。
- 7) 地財計画における一般財源等に占める臨財債の割合は2010 年度ピーク時の13.0%からは低下しており、2016年度は 6.1%となっている。
- 8) 一方, 地財計画上の一般財源等に占める地方税の割合は 2010年度時54.7%であったものが上昇し、2014年度58.0%、 2016年度62.7%。
- 9) 所得税が32%→33.1%, 法人税が34%→33.1%, 酒税32%→50%, たばこ税25%→除外, 消費税22.3%, 地方注入税全額。
- 10)「市町村別(費目別)基準財政需要額 一本算定ベース」と 決算統計との間で市町村が異なる場合は、基準財政需要額 を合計して決算統計に合わせた。
- 11) 合併の影響調整後においてもほぼ同様である。
- 12) 特別区「含む」と「除く」のタイル尺度の差は 2007 年度 0.360, 2009 年度 0.335, 2011 年度 0.284 を底に上昇し、 2014 年度は 0.312, 2016 年度には 0.323 の差がある。
- 13) 不交付団体の臨財債は 2013 年度以降財源不足方式へ完全移 行し発行されなくなっているが、それ以前は発行されてい るため() つきで表している。
- 14)「その他特別枠等」は2008年度「地方再生対策費」,2009年度「地方再生対策費」「雇用対策地域資源活用推進費」,2010年度「地方再生対策費」「雇用対策地域資源活用推進費」,2011年度「地方再生対策費」「雇用対策地域資源活用推進費」,2011年度「地域経済・雇用対策費」「起域の元気づくり推進費」,2014年度「地域経済・雇用対策費」「地域の元気創造事業費」,2015年度「地域経済・雇用対策費」「地域の元気創造事業費」「人口減少等特別対策事業費」「人口減少等特別対策事業費」「人口減少等特別対策事業費」「人口減少等特別対策事業費」「人口減少等特別対策事業費」の合計額。
- 15) 中井 (2018), 星野 (2016)。
- 16) 総務省『地方財政白書』。
- 17) 特別区を除き、例えば2016年度総額タイル尺度の全体 0.9555に対し、寄与度は大都市(20団体)0.0338、中核市 (48 団体)0.0037、施行時特例市(36 団体)0.0016、都市 (687 団体)0.0620、町村(927 団体)0.0165。グループ間は 0.8380と寄与率が87.7%程度を占める。
- 18) 団体別区分の団体数や人口規模については参考資料②の参 考図表 2: 市区町村団体数 (2007 ~ 16 年度) を参照された
- 19) 標準財政規模公表額での団体別伸び率は 2011 ~ 14 年度年率全体は 0.6%, 特別区 3.2%, 大都市 1.4%, 都市 0.1%, 町村 -0.6%。ただし特別区については東京都財務局提供のデータ(通常の市町村と同様の方法で算出した総務省から

- の提供数値を転記した数値)を使用している。
- 20) 公表値でみた 2014~16 年度年率伸び率は、全体では 0.6%、 特別区 2.7%、大都市 0.6%、都市 0.4%、町村 0.2%。2014 ~ 16 年度は計算値と公表値に差が生じており、特に都市、 町村で乖離が大きい。
- 21) 参考資料①でも述べているとおり、特別区は市町村税のうち、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税、事業所税と都市計画税が都税となる都と特別区の特例的な制度となっており通常の市町村の地方税制ではないが、ここでは仮想的に通常の市町村とみなされている。

【参考文献】

- 貝塚啓明ほか (1987)「地方交付税の機能とその評価 Part Ⅱ」 『フィナンシャル・レビュー! 4号. pp. 9-26
- 齋藤由里恵(2010)『自治体間格差の経済分析』 関西学院大学出 版会
- 菅原宏太 (2006)「地方財源の地域間偏在一地域間税収格差と地 方交付税の再分配効果」ORC Discussion Paper series, No. REGION-16
- 高林喜久生(2005)『地域間格差の財政分析』有斐閣
- 特別区長会 (2018)「不合理な税制改正等に対する特別区の主張 (平成 30 年度版)」2018 年 10 月
- 飛田博史 (2014)「地方税の地域格差と法人住民税の交付税原資 化」『安倍政権下の地方財政と地域』地方自治総合研究所, pp. 131-145
- 飛田博史 (2018)「税源偏在是正と地方創生?」『都市問題』第 109巻第12号、pp. 47-57
- 中井英雄(2018)「都道府県・需要額の社会保障シフトによる財政調整効果の低下一臨時費目による地方部自治体の下支え 一」『地方財政』 57 巻 2 号, pp. 4-16
- 星野菜穂子 (2013)『地方交付税の財源保障』ミネルヴァ書房 星野菜穂子 (2016)「格差是正と地方交付税―都道府県を対象と した分析を踏まえて」『自治総研』452 号, pp. 54-73
- 宮崎毅 (2016)「財政力の地域間格差と税源配分: 交付税は格差を是正するのか?」『フィナンシャル・レビュー』 127 号, pp. 166-182
- 宮崎雅人 (2017)「2000 年以降における地方交付税制度の財政調整機能に関する分析」『2000 年代の地方財政』 pp. 64-80

【参考資料】

- 総務省自治税務局「第2回国と地方のシステム WG ご説明資料 ② | 平成29年3月6日
- 総務省「地方財政状況調査」各年度
- 総務省「地方団体の歳入歳出総額の見込額」各年度
- 総務省「市町村別(費目別)基準財政需要額 一本算定ベース」 各年度
- 総務省「市町村別(税目別)基準財政収入額 一本算定ベース」 各年度
- 総務省「住民基本台帳登載人口」各年度 東京都財務局提供データ

(2019年1月11日 受稿) 2019年2月28日 受理/